

令和8年度新潟県教育委員会ストレスチェック制度業務委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、職員のストレスチェック制度業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1） 業務の名称

令和8年度新潟県教育委員会ストレスチェック制度業務委託

（2） 業務の内容

別添「令和8年度新潟県教育委員会ストレスチェック制度業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、ストレスチェックの個人情報を含むデータについての保管期間は5年とし、保管期間を経過したデータは速やかに破棄するものとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（実施管理者及び事務局）

第4条 ストレスチェック制度を担当する甲の管理者（以下「実施管理者」という。）は、教育庁福利課長とし、同課を事務局とする。

（実施事務従事者）

第5条 乙は委託業務を担当する職員を実施事務従事者として定め、その氏名及びその他必要な事項を書面で契約日から7日以内に甲に通知しなければならない。なお、実施事務従事者を変更したときも同様とする。

（共同実施者）

第6条 乙は、ストレスチェックを共同実施する医師及び面接指導を実施する医師を定め、その氏名及びその他必要な事項を書面で契約日から7日以内に甲に通知しなければならない。なお、届出後にストレスチェックを共同実施する医師を変更したときも同様とする。

（実施方法）

第7条 乙は、この契約及び仕様書に基づき、業務を誠実に実施しなければならない。

2 乙は、業務を実施するときは、あらかじめ事務局と実施日時及び方法等の詳細について協議するとともに、必要な指示を受けるものとする。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時調査し、乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（成果報告書）

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第10条 甲は、前条の結果報告があったときは、その日から起算して10日以内に、業務の結果について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第 11 条 乙は、前条の検査に合格したときは、速やかに第 3 条の規定による委託料の請求書を、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書が適正であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(損害の負担)

第 13 条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等の制限)

第 14 条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第 15 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(利用及び提供の制限)

第17条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第19条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別紙 2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(法令の遵守)

第 20 条 甲乙は、この契約の履行に関して、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(事故発生の報告)

第21条 乙は、機器の破損、紛失等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除と損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき。
- (4) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6) その役員が自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(7) その役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(8) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(9) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) 乙が、第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

3 乙は、前項の場合又は本契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、当該損害の一切を甲に賠償するものとする。

(費用負担)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

新潟県知事 花角 英世

乙